別表第七号の二（第二十一条関係）

養成課程の種別	授業科目	授業時間
第三級海上無線通信士	無線機器学その他無線機器に関する科目	十九時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	五時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	二時間以上
	電気通信術その他通信実技に関する科目	二十六時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	百四時間以上
	通信憲章、通信条約その他国際条約に関する科目	十六時間以上
	英文和訳、和文英訳及び英会話に関する科目	百六十四時間以上
第四級海上無線通信士	無線機器学その他無線機器に関する科目	七十四時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	二十時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	六時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	九十時間以上
	通信憲章、通信条約その他国際条約に関する科目	十時間以上
第一級海上特殊無線技士	無線機器学その他無線機器に関する科目	十三時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	三時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	一時間以上
	電気通信術その他通信実技に関する科目	四時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	二十一時間以上
	通信憲章、通信条約その他国際条約に関する科目	二時間以上
	英会話に関する科目	四十四時間以上
第二級海上特殊無線技士	無線機器学その他無線機器に関する科目	十時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	二時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	一時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	十八時間以上
第三級海上特殊無線技士	無線機器学その他無線機器に関する科目	三時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	二時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	八時間以上
レーダー級海上特殊無線技士	無線機器学その他無線機器に関する科目	六時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	六時間以上
航空無線通信士	無線機器学その他無線機器に関する科目	四十一時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	十時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	二時間以上

	電気通信術その他通信実技に関する科目	四時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	五十五時間以上
	通信憲章、通信条約その他国際条約に関する科目	七時間以上
	英語(英会話を含む。)に関する科目	百時間以上
航空特殊無線技士	無線機器学その他無線機器に関する科目	十一時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	三時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	一時間以上
	電気通信術その他通信実技に関する科目	四時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	二十四時間以上
第一級陸上特殊無線技士	無線機器学その他無線機器に関する科目	七十時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	二十四時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	九時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	十二時間以上
第二級陸上特殊無線技士	無線機器学その他無線機器に関する科目	八時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	二時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	一時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	十時間以上
第三級陸上特殊無線技士	無線機器学その他無線機器に関する科目	三時間以上
	電磁波工学その他空中線系及び電波伝搬に関する科目	二時間以上
	電子計測その他無線測定に関する科目	一時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	八時間以上
国内電信級陸上特殊無線技士	電気通信術その他通信実技に関する科目	二百四十時間以上
	電波法規その他電波法令に関する科目	十時間以上